



2017年9月1日

事務所ニュース Vol.226

平成 29 年 9 月から厚生年金保険の保険料率が改定されます

厚生年金保険の保険料率が、平成 29 年 9 月分（同年 10 月納付分）から、0.118%（坑内員・船員は 0.116%）引き上げられます。（※厚生年金基金にご加入の事業所様は保険料率が異なりますのでご注意ください。）今回の改定で保険料率は、今後法改正が無い限り固定されます。

保険料の計算は 10 月支給（当月徴収の場合は 9 月支給）の給与より、変更となりますので、計算の際は十分ご注意ください。また、平成 29 年 9 月 1 日以降に支給する賞与の厚生年金保険料についても新しい料率で計算する必要があります。

厚生年金保険料率 (一般の被保険者)	改定前	改定後
	18. 182% (181. 82/1000)	18. 300% (183. 00/1000)

育児・介護休業法の改正

平成 29 年 10 月 1 日より育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正、施行されます。主な改正内容は次の 3 つです。

改正内容①：最長 2 歳まで育児休業の再延長

現行は、子どもが 1 歳に達する日まで育児休業が可能で、保育所に入所できないなど場合には本人の申出により 1 歳 6 か月まで延長が可能になる制度です。今回の改正でさらに再延長が可能になり、最長 2 歳になるまで育児休業が可能となります。

また、雇用保険から支給される育児休業給付金の給付期間も同様に 2 歳まで延長されます。（対象となるのは、子の誕生日が平成 28 年 3 月 31 日以降の場合です）

改正内容②：子どもが生まれる予定の方などに育児休業等の制度などの周知（努力義務）

会社が、従業員やその配偶者が妊娠・出産したことを知ったとき、又は従業員が対象家族を介護していることを知った場合に、その方に個別に育児休業や介護休業などに関する制度を周知するための措置を講ずることが努力義務として創設されました。

改正内容③：育児目的休暇の導入（努力義務）

小学校に未就学の子どもを育てる従業員を対象とした、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力をしなければなりません。休暇制度の例としては、配偶者出産休暇や入園式・卒園式などの行事参加の為の多目的休暇などが考えられます。

今回の改正では、最長2歳まで育児休業の再取得を可能とする制度を就業規則に盛り込むなどの規程や規則の整備や従業員への対応について検討・準備していくことが最重要事項です。努力義務とされている制度の個別周知、育児目的休暇の導入については事業所様の実情に合わせご検討ください。

最低賃金とキャリアアップ助成金

平成29年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が公表されました。答申通り最低賃金が決定されれば、大阪府では平成29年9月30日より26円の引き上げで909円となる見込みです。

その他の地域別最低賃金時間額の答申状況は次の様になっています。

都道府県名	最低賃金時間額 (円)	引き上げ額 (円)	発効予定年月日
大阪	909 (883)	26	平成29年9月30日
京都	856 (831)	25	平成29年10月1日
兵庫	844 (819)	25	平成29年10月1日
奈良	786 (762)	24	平成29年10月1日
和歌山	777 (753)	24	平成29年10月1日
滋賀	813 (788)	25	平成29年10月5日

※括弧内は平成28年度地域別最低賃金額

発効(予定)日以降の労働については、時間給が最低賃金以上である必要がありますので、発効日以降を含む給与計算の際にご注意ください。時間給の計算方法など詳細については、事務所ニュースのバックナンバー(Vol.215)をご覧ください。(当事務所HPの新着情報[2016.10.1付]よりご覧いただけます)

また、最低賃金の発効に伴い、賃金規程を改定し有期契約労働者等(パートなど)の時間給を2%以上増額改定した際に申請することができるキャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)があります。助成額は対象となる労働者の人数などの条件によりますが、中小企業で、事業所全ての有期契約労働者に対して、2%以上の増額を、10人に行った場合には285,000円の助成が受けられる可能性があります。

ただし、最低賃金の発効日の前日までに、①キャリアアップ計画書の提出、②賃金規定等の改定・周知、③2%以上の増額を行っておくなどの準備や取組が必要です。興味のある事業主様は当事務所までご相談ください。

○当事務所からのお知らせ

・社会保険料一覧表について

当事務所を通じて月額算定基礎届および月額変更届(9月改定分)を提出させていただきました事業所様に、標準報酬決定通知書等の事業主様控えと、新たな保険料を反映させた社会保険料一覧表を10月(当月徴収の場合は9月)の給与計算に間に合うよう順次発送致します。社会保険料一覧表をご確認頂き、控除額の変更や給与システムの設定変更等をお願い致します。

後記

早いもので、今月で娘が3歳になります。日々できることが増え自分でやりたがるが増えてきましたが、出来ないこと・危険なのでやらせないことへ嘆いている姿も増えてきました。危険なことは当然避けるべきと思いますが、挑戦して怪我をしてしまったとしても大事な経験なのかな?とも思い、バランスのとりに悩んでいます。育児以外にもいえると思いますが、何事もバランスをうまくとり、適当にやっていきたいと思っています。(T)

